

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
 中小企業経営労務研究所  
 横浜市青葉区美しが丘2-28-5  
 TEL: 045-902-0199 FAX: 045-902-0374  
<http://www.chukeirou.com/>

## CONTENTS

page

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 月140～180時間に対し基本給41万円<br/>最高裁、「基本給に残業代含まれない」と判決</p> <p>2 <b>特集</b><br/>準備は何から？ 労働保険の年度更新</p> <p>4 <b>TOPICS</b><br/>●7月9日より改正入管法施行<br/>外国人の就労制限は「在留カード」で確認<br/>●ビジネスパーソン6割が<br/>「勤務先の震災対策は不十分」と評価</p> | <p>6 すっきりわかる。雇用保険<br/>短期の有期雇用であっても<br/>「再就職手当」はもらえるか</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室<br/>正社員の解雇は難しいので<br/>非正規の社員から辞めてもらう予定だが…</p> <p>8 災害ゼロへ！安全管理入門<br/>注意すれば事故はなくなるか？</p> <p>8 労務ひとこと<br/>両立支援の取り組み状況を診断</p> |
|---|--|

## 月140～180時間に対し基本給41万円 最高裁、「基本給に残業代含まれない」と判決

派遣労働者が派遣会社に対して未払い残業代の支払いを求めた裁判において、平成24年3月8日、最高裁が派遣労働者の主張を認める判決をおこないました。

この件では、派遣会社と派遣労働者は、基本給を月額41万円とした上で、労働時間が月180時間を超えた場合には超えた時間につき1時間あたり2,560円を支払うが、月140時間に満たない場合はその満たない時間につき1時間あたり2,920円を控除するという契約を結んでいました。

### 180時間未満の残業代は

労働基準法では、1日8時間、週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えた部分については割増賃金を支払わなければなりません。

例えば稼働日が月20日あるとすると、法定労働時間の合計は8時間×20日＝160時間ですから、月180時間を超えるまでの20時間分についても割増賃金が発生するはず（図参照）。

労働者がこの部分の残業代の支払いを求めたのに対し、派遣会社側は、月180時間を超えない部分の残業代は基本給41万円の中に含まれていると主張していました。

1審ではおおむね労働者側の主張が認められましたが、2審では派遣会社側の主張が認められる形となっていました。これに対し最高裁では2審の判決を否定し、基本給41万円に残業代が含まれているとは言えない旨の判決を下しました。

### 残業代の金額と時間を明確に

便宜的に毎月の給与の中にあらかじめ一定時間の残業代を含めて支払う場合は、その旨を労働契約において明確にした上で、何時間分の残業代としていくら含まれているのかを労働者に明示していなければなりません。

本件においては、基本給41万円のうちいくら、何時間分の残業代として含まれているのかが明らかにされていませんでした。

同様の取り扱いをしている会社は、あらかじめ労働契約書の記述内容を見直す必要があるでしょう。

